

保健所長の職務のあり方に関する検討会説明資料

全国保健所長会

1、保健所の役割

保健所は、地域保健法をはじめ医療法、食品衛生法、健康増進法、母子保健法等各種の法律にもとづいて、地域住民の健康の保持増進及び快適で安心できる生活環境の確保の業務を行っています。

職員は、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、歯科衛生士、統計技術者等の職員が配置されています。

2、地域保健法第4条に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針 (保健所の業務について要約)

- 1) 専門的かつ技術的業務の推進（精神保健、難病対策、エイズ対策、医事、薬事）
- 2) 情報の収集、整理及び活用の推進、
- 3) 調査及び研究等の推進
- 4) 市町村に対する援助及び市町村相互間の連絡調整の推進
- 5) 地域における健康危機管理の拠点としての機能の強化
- 6) 企画及び調整の機能の強化
- 7) 包括的な保健、医療、福祉のシステムの構築
- 8) 次世代育成対策の推進
- 9) 高齢者対策及び介護保険制度の円滑な実施のための市町村間の広域的調整と支援
- 10) 児童虐待防止対策に関する取り組み
- 11) 市町村の健康増進計画（健康日本21）の策定及び進行管理の支援
- 12) 生活衛生対策（レジオネラ菌、シックハウス症候群等）の推進
- 13) 地域保健と産業保健の連携の推進

3、現在、保健所長の果たしている役割（例示）

1) 医療の安全の確保に関すること

①院内感染及び医療事故防止対策

医療施設に対し整備基準が満たされているかを毎年立ち入り検査（医療監視）を行っています。特に、医療機関の院内感染（堺市や世田谷区の医療機関のセラチア菌感染事件等）及び医療事故防止対策を重点的に指導しています。

②救急医療体制の確保

二次医療圏単位に策定されている医療計画の進行管理ための病々連携会議・病診連

携会議の開催（小児救急医療体制の確保のためのネットワークづくり等）をしています。

③医療相談機能の強化

様々な医療に関する相談（含苦情）が増加しているが、相談窓口機能を強化しています。

2) 健康危機管理における対応

- ①感染症・大規模食中毒・生物化学テロ・自然災害等の健康危機管理対策の推進
重症急性呼吸器症候群（SARS）の流行に際しては、住民の不安解消のための相談窓口の開設や患者が入院できる医療機関の確保等を行いました。O157等集団食中毒事例、炭疽菌等の生物科学テロ事例、毒物混入カレー事例、阪神淡路大震災、池田小学校やえひめ丸事故（被害者の心のケア）等健康危機事例が発生した時、専門的かつ、迅速に対応してきました。
さらに、国際交流の活発化、航空機による大量輸送が行われるようになった状況では、今後何時SARS等の感染症が進入して来ても不思議ではありません。炭疽菌事例発生以来、全国各地の保健所は、医療機関、警察、消防等関係機関と連携して、平時における健康危機事例を想定したシミュレーションを重点的に実施しています。

3) 生活習慣病の1次予防と健康日本21の推進（市町村支援）

健康日本21の市町村計画を全国の市町村で策定していますが、保健所は管内に市町村の政策形成のための支援を行っています。特に、保健所長は、市町村長等へ計画策定のための地域特性を踏まえた提言等を行っています。

4) 専門的かつ技術的業務の推進

①精神保健業務の推進

精神障害者の社会的入院が大きな課題となっていますが、今後ともこれらを解消するための在宅支援推進のための体制づくりが急務です。そのためには、医療機関と地域保健との連携が必須であり、そのネットワークづくりに力を入れています。

②難病患者の自立支援の推進

各種難病（特定疾患としてパーキンソン氏病等45疾患が認定されている）患者支援ため医療機関と地域の社会資源とを結びつけるためのコーディネートを行っています。

③結核、エイズ、性感染症、C型肝炎等の予防対策の推進

結核が届けられた場合、患者への療養指導と蔓延防止対策を実施し、エイズや性感染症、C型肝炎等の検査及び相談指導を行っています。

④予防接種事故への対応

予防接種法に基づいて各種予防接種が行われていますが、予防接種事故が発生した際、保健所長は予防接種健康被害調査委員会の委員として、原因の解明、再発防止等の指導を行っています。

5) 新医師臨床研修制度の受け入れ体制の整備

平成16年度から実施される医師臨床研修の保健所で受け入れるための準備として全国保健所長会としてカリキュラムやテキスト等を作成しています。

6) 調査及び研究の実施

全国保健所長会として研究班を設置し、地域の健康課題を解決するための各種の方法論（提言やマニアルづくり）を開発しています。（課題：健康危機管理情報、精神科救急、医療監視、児童虐待予防、子どもの事故予防、地域保健と職域保健の連携、糖尿病管理、住居衛生、たばこ対策等）

4、保健所長が医師であることの意義

1) 健康危機管理の総合的判断

健康危機管理の事例が発生した場合、保健所長は専門的かつ医学的知識に基づいた的確な判断をし、関係機関と連携を取り健康被害者への医療の確保、被害の拡大防止を行っています。

保健所長の業務は、法律に基づいて権限を行使するわけですが、医師としての専門的判断と組織の長としての決済を求められる部分が不可欠に結びついており、かつ判断は緊急性が求められていることがあります。

2) 技術専門機関の総括責任者としての役割

保健所には、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、管理栄養士、検査技師等の多種多様な職員から構成されており、これらの職員を統括するためのコーディネイト役が不可欠です。その役割として、医学に関して専門知識を有し、それを駆使して専門職を指導できるのは医師であり、医師という職種がリーダーとして位置づけられることが適切と考えます。

3) 関係機関とのネットワークづくり

医療関係者、首長や議会関係者、警察及び消防関係者等地域のリーダーと連携を取る中で、保健所がリーダーとして健康危機事例発生時に専門的判断や指揮をとるとともに、平時の健康づくりや保健、医療、福祉のネットワークづくりの展開するには、保健所長が医師であることが望ましいと考えます。

5、行政技術職としての資質向上の取り組み

保健所長としての職務を遂行するため各種の専門研修を受け、資質向上を図っています。

- 1) 国立保健医療科学院における専門研修
- 2) 国立災害医療センターにおける危機管理（生物化学テロを含めて）研修
- 3) 日本公衆衛生協会主催のマネージメント研修
- 4) 財団法人結核研究所の結核対策専門研修
- 5) 全国保健所長会主催の所長研修

参考資料

保健所設置数と保健所医師数の推移

年次	保健所設置数	保健所医師数
H.14	584 力所	1,178 名
H.13	592	1,054
H.12	596	1,088
H.11	642	1,102
H.10	658	1,132
H.5	848	1,044